

第 62 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 24 年 10 月

福井県人事委員会

(ページ調整のための白紙)

写

人委第409号  
平成24年10月11日

福井県議会議長 吉田 伊三郎 様  
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会  
委員長 川上 賢正

### 職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。  
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

## 報 告

## 1 職 員 の 給 与

## (1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成24年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,320人であって、これら在職者の平均年齢は42.6歳であり、また、その男女別構成は男58.3%、女41.7%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料336,941円、扶養手当9,964円、地域手当5,074円、計351,979円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料361,856円、扶養手当8,659円、地域手当5,704円、計376,219円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分	平 均 給 与 月 額										
	給 料	336,941	328,396	389,634	384,621	376,741	469,102	310,516	317,117	284,355	361,856
	扶 養 手 当	9,964	12,071	9,155	6,941	11,511	16,070	5,196	2,834	2,854	8,659
	地 域 手 当	5,074	4,528	5,207	5,161	5,238	74,781	4,157	4,174	3,733	5,704
	計(円)	351,979	344,995	403,997	396,723	393,490	559,953	319,869	324,125	290,942	376,219
在職者数(人)		3,336	1,700	2,246	4,637	279	136	271	691	24	13,320
性 別 (人)	男	2,339	1,592	1,302	2,016	227	112	118	50	5	7,761
	女	997	108	944	2,621	52	24	153	641	19	5,559
学 歴 (人)	大 学	2,053	970	2,056	4,478	258	136	179	213	14	10,357
	短 大	410	36	81	159	13		91	470	10	1,270
	高 校	861	694	108		8		1	8		1,680
	中 学	12		1							13
平均年齢(歳)		42.3	39.8	43.5	44.2	42.9	42.9	38.5	38.3	33.8	42.6
平均経験年数(年)		21.0	18.8	21.0	21.8	20.3	19.3	16.3	17.1	11.1	20.6

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。  
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。  
 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)  
 4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

## (2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,868人で、全職員の44.1%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.9人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,659円（受給職員平均では19,656円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,868	44.1	0.9 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,659 〔受給職員 平均では 19,656〕
扶養親族 1人	1,741	13.1		
2人	2,151	16.1		
3人	1,469	11.0		
4人	417	3.1		
5人	74	0.6		
6人以上	16	0.1		
扶養手当非受給職員	7,452	55.9		
計	13,320	100.0		

## (3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,721人で全職員の35.4%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,340人（28.4%）、自宅居住者3,381人（71.6%）となっている。

なお、借家・借間における受給職員1人当たりの平均手当月額は25,536円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住 居 手 当 受 給 職 員		4,721	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	3	0.1	25,536
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	513	10.9	
		手当額27,000円の受給者	824	17.5	
		小 計	1,340	28.4	
	自宅	手当額2,500円の受給者	3,381	71.6	

#### (4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,131人で全職員の83.6%を占めており、その内訳は交通機関等利用者722人(6.5%)、交通用具使用者10,125人(91.0%)、併用者284人(2.6%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,462円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は0人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,876人(97.5%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,131	100.0	
交通機関等利用者		722	6.5	10,462
55,000円までの者		722	6.5	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,125	91.0	11,516
自転車		231	2.1	
原動機付自転車等		18	0.2	
自動車		9,876	88.7	
併 用 者		284	2.6	15,102
55,000円までの者		284	2.6	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ( )内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

## 2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 102 事業所を対象に、「平成 24 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,787 人および研究員、医師等 56 職種の 325 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

### (1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 15.8%（昨年 8.5%）、ベースアップを中止した事業所は 24.4%（同 20.1%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.0%（同 0.8%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 84.4%となっており、昨年（86.8%）に比べて減少しているが、定期昇給を停止した事業所についても 1.3%と、昨年（2.2%）に比べて減少となっている。定期昇給を実施した事業所における昇給額は、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が 23.3%（昨年 18.5%）、減額となっている事業所が 10.4%（同 7.6%）、変化のない事業所が 50.6%（同 60.8%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	15.8	24.4	0.0	59.8
課 長 級	17.7	20.7	0.0	61.6

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施				定期昇給停 止	定期昇給制 度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	85.7	84.4	23.3	10.4	50.6	1.3	14.3
課 長 級	82.4	80.8	25.2	11.3	44.2	1.6	17.6

## (2) 民間における諸手当の支給状況

### (家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,944円
配偶者と子1人	17,981円
配偶者と子2人	22,291円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### (住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	34.7
うち借家・借間居住者に支給	(91.8)
うち自宅居住者に支給	(54.9)
非支給	65.3

(注) 「うち借家・借間居住者に支給」および「うち自宅居住者に支給」の欄は、支給事業所に占める割合である。

## (3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第9表に示すとおり、平成24年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は27.3%（昨年23.0%）となっている。雇用調整の措置内容を見ると、一時帰休・休業（12.8%）、採用の停止・抑制（11.0%）、残業の規制（9.7%）、賃金のカット（8.0%）の順になっている。

さらに、第10表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット等を実施した事業所は、一般の従業員（係員）について13.0%、管理職（課長級）について11.9%となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について4.0%、管理職について5.8%となっている。

第9表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	11.0
転籍出向	2.9
希望退職者の募集	4.8
正社員の解雇	0.0
部門の整理・部門間の配転	3.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.3
残業の規制	9.7
一時帰休・休業	12.8
ワークシェアリング	0.0
賃金のカット	8.0
計	27.3

(注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、15.0%である。

第10表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員		13.0	4.0
課 長 級		11.9	5.8

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業またはワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

前記の「平成 24 年福井県職員給与実態調査」および「平成 24 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 11 表に示すとおり、職員給与が民間給与を 71 円（0.02%）上回った。

第 11 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	368,112 円
職 員 給 与 (B)	368,183 円
較 差 (A) - (B)	△71 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	△0.02%

#### (2) 特別給

「平成 24 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 12 表に示すとおり所定内給与月額額の 3.94 月分に相当している。なお、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数は 3.95 月である。

第 12 表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均給与月額	下半期 (A1)	328,770 円
	上半期 (A2)	334,691 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	650,467 円
	上半期 (B2)	657,436 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.98 月分
	上半期 (B2/A2)	1.96 月分
年 間 の 合 計	3.94 月分	

(注) 下半期とは平成 23 年 8 月から平成 24 年 1 月まで、上半期とは平成 24 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

## 4 生 計 費 等

### (1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.7ポイントの増加となっている。

また、家計調査の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ153,550円、174,910円、196,270円、217,610円となった。

（参考資料第17表、第19表）

### (2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.1ポイント改善し、4.6%（季節調整値）となっている。本県においては、昨年4月から6月までの3か月の平均と比べ0.1ポイント改善し、3.1%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.14ポイント上昇し、1.18倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第19表）

## 5 人事院の報告および勧告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告するとともに、給与等の改定について勧告し、あわせて、国家公務員制度改革等に関する報告を行った。

その概要は次のとおりである。

### (1) 給与勧告の骨子

#### I 給与勧告の基本的考え方

- ・国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を实地調査（完了率90.6%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前）  $\Delta 273$ 円  $\Delta 0.07\%$   
（給与減額支給措置による減額後） 28,610円 7.67%  
行政職俸給表（一）…現行給与（減額前）401,789円 平均年齢42.8歳  
（減額後）372,906円
- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
  - ・従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
  - ・給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置を民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない
  - ・ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
  - ・給与減額支給措置が行われていることを勘案

#### III 給与制度の改正等

- 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施）
  - ・給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
  - ・昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の

- 昇給に、それぞれ抑制
- ・昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減
- ・今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

○ 地域間給与配分の検証

- ・地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

## (2) 国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

### I 国家公務員制度改革についての基本認識

#### 1 国家公務員制度改革の理念と本院の認識

改革に当たっては、公務員を国民全体の奉仕者と位置付けている憲法の基本理念の下で国家公務員法において定められている成績主義等の基本原則を踏まえ、現行制度の問題点を明確にし、それに対応した実効性のある改革案を検討し、あわせて国民にもたらす利害得失も検証することが重要

#### 2 国家公務員制度改革の経緯

国家公務員制度改革関連4法案の提出に至る一連の過程において、必ずしも国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要

#### 3 国家公務員制度改革関連4法案の論点

##### (1) 協約締結権付与に関する論点

- ・公務の労使交渉においては給与決定に市場の抑制力が働かないこと  
公務員は、民間企業の労働者のように利潤の分配を求める立場になく、倒産の懸念がない公務の労使交渉においては、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないため、民間の労使交渉のような自主的な決着を期することは難しい
- ・国会の民主的コントロールの下での使用者側の当事者能力には限界があること  
国会が給与を最終決定する下では、使用者である大臣等も給与決定について最終決定権を持つ交渉当事者とはなれず、市場の抑制力という制約が存しないことから、自主的な決着に至らず仲裁への移行が常態化する懸念がある
- ・労働組合の代表性をいかに確保するかを整理する必要があること  
職員団体に加入している者の割合が全体で約4割と半数以下となっている現状を踏まえれば、労働組合の交渉当事者としての代表性をいかにして確保するかが新たな労使関係制度を措置する上で、議論を尽くしておくべき重要な前提

##### (2) 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、特に次の点に留意が必要

- ・採用試験及び研修の公正な実施の確保  
採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。研修講師の選任、カリキュラム作成等について、中央研修機関に自律性の付与が

必要

・幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に第三者機関が適切かつ実効的に関与することが必要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

## II 高齢期における職員の雇用問題

年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が官民共通の課題、本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を活用するための就労環境の整備を図ることが国の課題

[新たな再任用に関する課題と取組]

- ・新たな再任用制度の下、①再任用職員にどのような仕事を担当させるか、②管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、③大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかが課題
- ・新たな再任用を円滑に行うため、行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、早期退職の支援、定員上の取扱いの検討等について、各府省及び政府全体で取組を加速すべき
- ・各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措置について検討し適切に対応
- ・再任用に関する希望の聴取等の手続を適切に定めるとともに、不服への対応方策等を検討することが必要
- ・平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、本院が意見の申出(平成23年9月)で示した定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要

## III 人事行政上の諸課題への取組

### 1 能力・実績に基づく人事管理の推進

・人事評価の適正な実施及びその活用

人事評価は人事配置や育成などの人事管理の基礎であり、各府省において適正に実施される必要。評価結果の任免、給与等への適切な活用が図られるよう必要な指導や支援を実施

・幹部人材育成・研修の在り方

幹部要員を育成する研修について、その内容を更に充実させるべく取り組むとともに、採用試験の再編の趣旨を踏まえ、研修体系の在り方を検討

・専門家の計画的育成

職員の意向を踏まえた計画的な人事配置等によりキャリアパスの多様化に取り組む必要。専門家としての適性を有する者については、それぞれの分野で長期的に育成していく途を設けることが重要

### 2 職員の勤務環境の整備

・超過勤務の縮減

各府省において勤務時間管理の徹底などの取組を進めることが最も重要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

・男性の育児休業取得の促進

男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要。制度の周知を更に図るとともに、各府省が取り組むべき事項について、助言・指導等の必要な支援を実施

・配偶者の転勤に伴う離職への対応を検討

配偶者の転勤に伴う離職への対応について、各府省における人事管理や公務運営への影響等の検証等を行いながら、検討

## 6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講じる必要があると認める。

### (1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の給与と民間給与は、月例給、特別給ともにおおむね均衡していた。これは、給与構造改革等の影響に伴い職員の平均給与額が減少する一方、民間企業においても、厳しい経営環境の下、一時帰休や賃金カットが実施され、賃金水準が下がっていることによるものと考えられる。

また、公民の給与水準は、本委員会の勧告を通じて全体として均衡させてきたところであるが、50歳台、特に後半層において公民給与差が生じている状況にあり、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度の改正が必要である。

公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とした給与勧告制度は、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、職員の労働基本権制約の代償措置として、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給についての改定を行わないことが適切であると判断した。

#### ア 改定すべき事項

##### 昇給・昇格制度の改正

現行の昇給制度は、平成18年4月からの給与構造改革において導入したものであり、職員の勤務成績に応じて3段階の昇給区分を設け、それぞれの昇給区分に応じて昇給号給数を設定している。また、55歳を超える職員の昇給号給数については、他の職員の半分程度に抑制している。

今回、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）を改正し、昇給制度の見直しを図ることが必要である。具体的には、55歳を超える職員（医療職給料表（一）にあっては、60歳を超える職員）については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合には1号給または2号給の昇給に抑制する。

また、現行の昇格制度においては、職務と職責に応じた給与の観点から、昇格に伴い給料月額が増加するよう昇格後の号給を設定しており、特に50歳台後半層における給与水準の上昇の要因の一つとなっている。

このため、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則で定める昇格時号給対応表の見直しを行うこととする。

#### イ 改正の実施時期

昇給制度の改正は、平成25年1月1日から実施する。なお、昇格制度の改正は、昇給制度の改正後、速やかに実施するものとする。

## (2) 給与構造の改革

平成 18 年度から実施した給与構造改革では、給料表水準の引下げを行う一方で、個々の職員の給料引下げについては、経過措置を設けて段階的に行ってきた。

本年 2 月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律では、国は、高齢層における官民の給与較差を是正する措置として、平成 26 年 3 月末に当該経過措置を廃止するとともに、経過措置が段階的に解消されることにより生じる原資を用いて、平成 24 年、平成 25 年および平成 26 年の 4 月 1 日に、人事院規則で定める職員の昇給回復を行うこととした。

本県において、直ちに経過措置の廃止を行うことは、職員に与える影響が少なくないことから、他都道府県の動向や本県の実情等を考慮しながら、廃止および昇給回復について検討を進める必要がある。

## (3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題となっている。

本県においては、超過勤務の縮減に向けて、これまでも全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施、ノー残業デーやグループ単位でのノー残業ウィークの設定、早出遅出勤務制度による勤務時間の弾力化など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化により、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組むとともに、職場管理者にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内での協働作業等により業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行う必要がある。また、職員一人ひとりがタイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日ごろから計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。

特に、学校現場においては、校長が教職員一人ひとりの長時間勤務の実態を把握することはもとより、学校の運営状況に応じた勤務時間の割振りを適正に行い、教職員が日々の教育活動に専念するための時間を拡充できるよう創意工夫を行うとともに、教育委員会としても引き続き学校の実情の把握に努め、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、長時間勤務の解消に向けてより一層取り組む必要がある。

また、年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のための様々な取組がなされているが、依然として全国に比べて低い水準にある。引き続き、休暇を取得しやすい環境の整備に努め、より一層積極的に取り組む必要がある。

## (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

国においては、平成 19 年 7 月の国家公務員法改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして新たな人事評価制度が導入され、平成 21 年 4 月から施行されている。

本県では、知事部局において、平成 22 年 4 月に新たな人事評価制度が本格導入され、継続的な研修の実施により評価者のスキルアップを図るなど、公平・公正な人事評価に努めている。

今後とも人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づく人事管理を行う必要がある。

## (5) 職業生活と家庭生活の両立支援

少子高齢化の急速な進行に伴い、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させることにもつながるものであり、公務運営上ますます重要となっている。

次世代育成支援対策推進法に基づき任命権者において策定された特定事業主行動計画は、平成22年度から第2期計画が実施され、各任命権者の様々な取組により、一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇の取得については、制度の周知徹底や意識啓発等による一層の取得促進策が求められる。

各任命権者においては、引き続き、計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力されるとともに、今後ともより一層、実効性ある職員の仕事と家庭の両立支援を推進していくことを要望する。

## (6) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

特に、メンタルヘルスについては、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。職員自らが自分の心の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが不可欠であり、職場管理者にあっては、日ごろから職員とコミュニケーションを図り日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に引き続き努める必要がある。

また、任命権者においては、メンタルヘルスに関する研修の実施や相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組と併せて、療養中の職員の円滑な職場復帰および再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、一定の成果が見られるところである。今後もこれらに積極的に取り組み、さらに充実したものとしていくことが望まれる。

## (7) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

しかしながら、昨年、本年と2年連続で懲戒免職事案が発生するなど、職員による悪質な信用失墜行為が生じている。

各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図るとともに、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や生活態度を常に把握し、職場全体の倫理観向上により一層努めることが必要である。

## (8) 公務員の高齢期雇用

公的年金の支給開始年齢は、平成25年度以降60歳から65歳へと段階的に引き上げられるこ

ととなっており、現行の60歳定年制では、定年退職後に公的年金が支給されず無収入となる期間が生じることから、雇用と年金の接続は公民共通の課題となっている。

昨年、人事院は、国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行っている。その後、国は、本年3月に国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部合同会合において決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」では、民間企業における65歳までの雇用確保措置について再雇用等の継続雇用制度によって対応している企業が多数であること、および「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」で継続雇用制度の対象者を限定できる現行の仕組みを廃止することとしたことを踏まえ、雇用と年金の接続については、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には、任命権者は再任用を行うものとする事とした。

国では、この国家公務員の基本方針を踏まえ、国家公務員の措置に遅れることなく地方公務員についても、検討を進めていることから、その内容を注視するとともに、今後の関係法令や諸制度の改正および他の都道府県の動向を踏まえたうえで、適切に対応する必要がある。

## (9) 公務員制度改革

国家公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法において、協約締結権を付与する職員の範囲を拡大し、自律的労使関係制度を措置するものとしており、昨年6月には、この基本法に基づく国家公務員制度改革のための法的措置として「国家公務員法等の一部を改正する法律案」をはじめとする国家公務員制度改革関連四法案が国会に提出され、審議されている。

国では、国家公務員の自立的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとし、本年5月に、地方公務員制度改革についての素案を取りまとめ公表したところであり、今後の動向を注視し適切に対応する必要がある。

## (10) 優秀かつ多様な人材の確保

社会経済の変動などによって複雑・高度化している行政課題に、迅速かつ適正に対応するためには、行政サービスの基盤を支える優秀かつ多様な人材の確保が強く求められている。本県では、これまでも、採用試験制度の見直しや、任期付職員制度の導入、再任用制度の活用などにより人材確保に努めてきたが、人材の供給構造も大きく変化していることから、引き続き、必要に応じて採用試験の在り方の検討を行い、優秀かつ多様な人材確保に取り組む必要がある。

また、行財政改革の推進により、組織のスリム化や職員数の削減などが進んでおり、職員には、今まで以上の役割や職責を果たすことが求められている。時代の要請に応じた質の高い行政サービスを提供するためには、長期的視点に立った職員の育成が重要であり、知事部局においては、昨年3月に「福井県職員の人材育成に関する基本方針」が策定されたところである。今後とも、職員が持てる力と意欲を最大限発揮できるよう、この方針に基づき引き続き、採用、人事異動、人事評価、研修など人事管理全体を通じた計画的な人材育成に着実に取り組むことが必要である。

# 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

## 1 改正の内容

55 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給について、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第 4 条第 5 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施すること。

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成24年職員給与実態調査の概要	17
第1表 部局別、給料表別職員構成	18
第2表 給料表別人員の推移	18
第3表 給料表別、学歴別職員構成	19
第4表 平均給与月額の前年比較	19
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	20
第6表 給料表別、級別平均経験年数	30
第7表 給料表別年齢構成	31
第8表 扶養手当の支給状況	32
第9表 職員の通勤状況	32
第10表 住居手当の支給状況	34

## 2 民間給与関係資料

平成24年職種別民間給与実態調査の概要	35
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	36
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	36
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	37
第14表 民間における初任給の改定状況	47
第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	47
第16表 民間における賞与の配分状況	47

## 3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	49
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	50
第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50

## 4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	51
-------------	----

# 1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 平成24年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

### (2) 調査の範囲

平成24年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

### (3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

### (4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

## 第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,388	27	10	13	239	5	4	95	24	175	67	289	3,336
警察職												1,700	1,700
教育職(一)								1,551	695				2,246
教育職(二)										2,912	1,725		4,637
研究職	233				26							20	279
医療職(一)	136												136
医療職(二)	238								6	23	4		271
医療職(三)	690											1	691
福祉職	24												24
合計	3,709	27	10	13	265	5	4	1,646	725	3,110	1,796	2,010	13,320

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

## 第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月											
		14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	
行政職	職員数	3,740	3,738	3,702	3,581	3,559	3,498	3,405	3,338	3,288	3,215	3,336	
	指数	112.1	112.1	111.0	107.3	106.7	104.9	102.1	100.1	98.6	96.4	(100.0)	
警察職	職員数	1,509	1,556	1,579	1,612	1,637	1,648	1,648	1,655	1,655	1,647	1,700	
	指数	88.8	91.5	92.9	94.8	96.3	96.9	96.9	97.4	97.4	96.9	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,402	2,362	2,337	2,328	2,317	2,310	2,277	2,249	2,248	2,247	2,246	
	指数	106.9	105.2	104.1	103.7	103.2	102.8	101.4	100.1	100.1	100.0	(100.0)	
教育職(二)	職員数	4,898	4,899	4,913	4,843	4,866	4,838	4,783	4,734	4,686	4,644	4,637	
	指数	105.6	105.7	106.0	104.4	104.9	104.3	103.1	102.1	101.1	100.2	(100.0)	
研究職	職員数	346	346	336	322	316	306	304	296	291	286	279	
	指数	124.0	124.0	120.4	115.4	113.3	109.7	109.0	106.1	104.3	102.5	(100.0)	
医療職(一)	職員数	109	116	117	123	122	120	121	125	137	137	136	
	指数	80.1	85.3	86.0	90.4	89.7	88.2	89.0	91.9	100.7	100.7	(100.0)	
医療職(二)	職員数	309	313	313	290	267	263	260	266	276	282	271	
	指数	114.0	115.5	115.5	107.0	98.5	97.0	95.9	98.2	101.8	104.1	(100.0)	
医療職(三)	職員数	600	605	621	617	637	641	680	670	683	691	691	
	指数	86.8	87.6	89.9	89.3	92.2	92.8	98.4	97.0	98.8	100.0	(100.0)	
福祉職	職員数	37	36	35	30	30	31	29	26	26	25	24	
	指数	154.2	150.0	145.8	125.0	125.0	129.2	120.8	108.3	108.3	104.2	(100.0)	
合計	職員数	13,950	13,971	13,953	13,746	13,751	13,655	13,507	13,359	13,290	13,174	13,320	
	指数	104.7	104.9	104.8	103.2	103.2	102.5	101.4	100.3	99.8	98.9	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,053	61.5	410	12.3	861	25.8	12	0.4	3,336	(100.0)	2,339	70.1	997	29.9
警察職	970	57.1	36	2.1	694	40.8			1,700	(100.0)	1,592	93.6	108	6.4
教育職(一)	2,056	91.5	81	3.6	108	4.8	1	0.0	2,246	(100.0)	1,302	58.0	944	42.0
教育職(二)	4,478	96.6	159	3.4					4,637	(100.0)	2,016	43.5	2,621	56.5
研究職	258	92.5	13	4.7	8	2.9			279	(100.0)	227	81.4	52	18.6
医療職(一)	136	100.0							136	(100.0)	112	82.4	24	17.6
医療職(二)	179	66.1	91	33.6	1	0.4			271	(100.0)	118	43.5	153	56.5
医療職(三)	213	30.8	470	68.0	8	1.2			691	(100.0)	50	7.2	641	92.8
福祉職	14	58.3	10	41.7					24	(100.0)	5	20.8	19	79.2
合計	10,357	77.8	1,270	9.5	1,680	12.6	13	0.1	13,320	(100.0)	7,761	58.3	5,559	41.7

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成24年(A) (円)				平成23年(B) (円)				比率 (A) / (B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	336,941	9,964	5,074	351,979	340,413	9,776	5,116	355,305	99.0	101.9	99.2	99.1
警察職	328,396	12,071	4,528	344,995	335,168	12,730	4,632	352,530	98.0	94.8	97.8	97.9
教育職(一)	389,634	9,155	5,207	403,997	391,360	9,109	5,225	405,695	99.6	100.5	99.7	99.6
教育職(二)	384,621	6,941	5,161	396,723	386,888	7,026	5,185	399,099	99.4	98.8	99.5	99.4
研究職	376,741	11,511	5,238	393,490	378,215	11,378	5,230	394,823	99.6	101.2	100.2	99.7
医療職(一)	469,102	16,070	74,781	559,953	464,444	16,113	74,052	554,609	101.0	99.7	101.0	101.0
医療職(二)	310,516	5,196	4,157	319,869	315,677	5,427	4,236	325,340	98.4	95.7	98.1	98.3
医療職(三)	317,117	2,834	4,174	324,125	319,502	2,713	4,204	326,420	99.3	104.5	99.3	99.3
福祉職	284,355	2,854	3,733	290,942	300,019	2,860	3,937	306,816	94.8	99.8	94.8	94.8
合計	361,856	8,659	5,704	376,219	365,237	8,686	5,749	379,672	99.1	99.7	99.2	99.1

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		行政職	1										1	2		2	1			4	2	1	7	1		2		5	4	3	1	48
2										4	3	39	8	4	24	14	7	23	12	11	12	11	20	13	8	8	18	16	16	14	38	
3														2				7	13	14	9	11	17	20	21	22	15	14	10	6	17	
4																																
5																																
6																			1													
7	1																															
8																				1							2		3	3	7	6
9													1	1	3	3	2	1	2	4	1	1	1									
計																																
警察職	1				14	2		12	6	1		7	8	1		9		3	10	39	2	23	8	8	17	9	6	2	4	10		
	2																29	9	3	1	18	7	3	2	21	7	8	3	17	8		
	3			1						1			5	1	4		8	1	2	1	7	4	9	4	5	2		6	1	4		
	4													1	2		1	1		1	4	1	1	2	1	4	3	2	3			
	5																		1					1			1		2			
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	計																															
教育職(一)	1															1										1				1		
	2				5		3	7	5	3	1	7	4	2	3	14	6	6	8	9	10	9	10	5	7	7	2	16	4	10		
	3																															
	4																															
	計																															
教育職(二)	1																															
	2																18	1	2	8	13	3	5	27	9	2	8	14	15	10		
	3																															
	4																										3	4	6	11		
	計																															

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	合計	給料表	
6	38	9	5		33	10	4	2	39	15	9	2	6	7	7	2	4		2	2	1	1								1	行	
11	12	1	5		5			2	2	1				1																2		
14	18	12	18	11	28	20	19	12	29	19	25	11	19	31	19	15	16	25	23	24	10	16	17	14	14	9	8	5	5	3	行	
1	2	2	3	2	2	6	7	5	8	12	10	6	9	7	16	15	14	33	24	23	16	21	24	43	21	29	26	29	29	4		
							1							1								1	8	3	8	5	4	11	12	5		
																	1	1						1				4	1	6	政	
												1	2	2	3	5	16		10	10	9	2	3	1	1	1				7		
8	3	3	2	4			2	1						1																8		
																															9	職
																															計	
5		3	3	2	4	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1						1							1		
8	4	6	2	8	6	11	7	5	5	4	4	2	5	3	4	3	1	1	6	6	3					1			1	2		
3	11	4	6	4	13	6	5	6	7	7	13	10	11	8	4	6	7	5	3	2	9	7	3	5	3	3	1	3	1	3	警	
3	6	2	3	5	3		2	6	5	14	6	4	13	3	1	4	4	5	2	7	2	8	6	4	3	2	3	5	3	4		
	2	1				1	1		1	1		2	1	4	3	2				1	4	2	4	4		5	7	1	2	5		
																					1		1	1			1			2	6	察
								1																							7	
																															8	
						4				1				3																	9	職
																															計	
					2	1	2	1		1	2		2	1	1	1	4		1	1	4	1			7	1	5	2	1	1	教	
1	8	6	11	6	6	5	20	1	10	5	4	4	6	5	7	3	11	9	18	3	4	3	27	15	20	7	13	9	19	2	教育	
																											1	1	2	3	3	職
1	2	3	5	1		4	4	5	3	1	1	2	4		3			1												4	(一)	
																															計	
																															1	教
34	22	11	26	25	24	28	25	7	32	16	35	15	16	16	21	17	21	17	41	15	26	13	9	20	33	9	17	17	27	2	教育	
																															3	職
14	10	17	15	16	21	16	21	12	11	16	18	14	15	9	8	5	2	3												4	(二)	
																															計	

給料表 等級	等級																														
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
行政	1					1																									
	2																														
	3	1	1	2	3		1	3	1	1				1																	
	4	13	22	12	26	20	22	15	10	6	2	4	4		1		1			1		1	3	3	2	2	3	2	1	3	2
	5	22	20	20	26	31	15	21	24	20	24	15	16	32	24	24	19	33	14	22	17	12	26	23	20	23	18	26	17	11	15
	6	3	1	2	1	1	2	2	2	4	3	5	8	5	7	8	7	7	12	7	12	36	10	12	14	96					
	7			1																											
	8																														
	職	9																													
	計																														
警察	1																														
	2																														
	3	1	2		3	1	3			3	2				1					2	1					3		1		1	
	4	5		3	2	3	5	4	3	5	3	2	2	4	5	2		3		1	3	5		2	2	2	3	2	1	3	3
	5	5	2	2	4	5	1	6	2	6	6	1	4	8	6	5	2	3	4	6	9	2	4	5	5	9	11	15	4	7	9
	6	1		2		5			2	2	1		1		3	3	3		3	5		2	1	3			4		2	81	
	7	1			1	1	1	3		6		3		2	3	2	3	22													
	8	19																													
	職	9																													
	計																														
教育職(一)	1	2	2	4	2	2	1	1	1	2	7	1	2	2	2	1	6			1	6	1	2		2		1	1	3	1	1
	2	7	23	13	19		5	7	10	23	22	9	17	7	7	18	30	12	17	12	24	11	18	15	24	6	20	11	36	11	15
	3	4	2	3	3	1	3	3	6	1	2	6	3	2	1		2	2			1						1				
	4																														
	計																														
教育職(二)	1																														
	2	33	30	5	17	17	19	31	37	17	17	22	34	27	32	24	31	7	7	11	26	28	38	37	19	6	1	23	25	18	15
	3									2	1	3	9	8	8	7	10	12	15	10	10	11	11	10	7	9	18	16	14	15	17
	4																														
	計																														

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号給 級表	給料表																	
																															1	行政																
																															2																	
				1																											3																	
2		2	3	2	1	3		3		2	1	3	2	26																	4																	
14	4	169																															5															
																																	6															
																																	7															
																																	8															
																																	9															
																																															計	
																																	1	警察														
																																	2															
2				1	2																												3															
3	2		4	2	2		6	2	3	3	2	5	10	6	2	5	6	4	2	3	7	7	2	6	7	3	8	9	6		4																	
7	1	9	9	4	3	10	6	4	4	30																						5																
																																	6															
																																	7															
																																	8															
																																	9															
																																																計
3						1	1	1	1	5	2	2	3	1	1			1		1	1	1										1	教育															
9	22	17	19	9	19	40	19	46	28	42	28	46	26	58	41	23	34	14	13	29	19	66	22	44	18	38	30	13	3	2																		
																																		3														
																																		4														
																																																計
																																		1	教育													
24	44	14	23	32	44	18	28	18	42	18	22	20	51	30	57	47	49	90	75	61	58	101	55	79	74	75	76	68	70	2																		
11	12	6	8	7	2			2	1		2			1																		3																
																																	4															
																																																計

給料表	給 級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行 政 職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警 察 職	1																																
	2																																
	3																																
	4	6	6	3	6	4	6	2	5	44																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
	計																																
教 育 職 (一)	1																																
	2	16	6	14	10	17	8	16	12	21	15	22	7	15	14	18	4	17	4	18	2	8	7	11	10	18	2		1	1			
	3																																
	4																																
	計																																
教 育 職 (二)	1																																
	2	70	54	96	44	69	26	58	56	59	37	36	10	26	14	27	30	30	45	36	35	25	32	29	21	20	26	28	15	20	22		
	3																																
	4																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			297	187,435	1	行 政	32		
																			363	223,996	2				
																			719	293,121	3			2	
																			676	366,324	4				
																			871	402,772	5				
																			276	421,980	6				
																			68	438,624	7				
																			46	465,048	8				
																			20	508,407	9		職		
																			3,336	336,941	計		34		
																				234	197,368	1	警 察		
																				242	230,526	2			
																				271	269,489	3		2	
																				448	369,823	4		5	
																				299	418,626	5		1	
																				130	442,738	6			
																				49	451,674	7			
																				19	468,277	8			
																				8	479,393	9		職	
																			1,700	328,396	計		8		
																				126	283,637	1	教		
																				2,027	392,432	2	育	2	
																				53	462,340	3	職		
																				40	485,418	4	(一)		
																			2,246	389,634	計		2		
																						1	教		
29	18	20	5	15	17	7		1												4,095	376,355	2	育	2	
																					275	436,173	3	職	
																					267	458,295	4	(二)	
																			4,637	384,621	計		2		

給料表 等級	給料																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
研究職	1																														
	2				2			1	2			4	2	1		6			6	2	2	4	2	2	3	2				3	
	3									3	1	1	1	2		4	2					1		1	1	2	2	1	5	1	
	4																														
	5																						1								
	計																														
医療職 (一)	1			2				1												1											
	2		1			7			5			6	1																		
	3	5		1	1	2			5			3	3	1	3	1	2		3			1	1	3				6			
	4																	1									2			2	1
	計																														
医療職 (二)	1																														
	2			1		1	1	7	1	1		5	1	3	3	13	2	5	10	4		5	3	1	4	4		3	9	1	
	3																2	1	1	2	3	1	2	2		3	3	1	1	3	
	4																								2	1	1			1	
	5																												1	1	
	6																														
	計																														
医療職 (三)	1																														
	2										5			1	14	2	6		31	7	4	22	3	5	13	8	1	15	13		
	3											2	18	8	9	5	6	8	4	3	6	10	7	3	3	7	3	4	3		
	4														1		5	3	4	7	2	5	2	2	2	2	2	3	2		
	5														1	3	3	3	2	4	2	2			7	3	2	5	2		
	6																														
	計																														
福祉職	1																			2		3	1		2	1	1		1		
	2																						1			1		1			
	3																														
	4																														
	5																														
	計																														

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表	
																															1	研究職
1		3	2	2				1	1	1																				2		
1	2	1	1		3	3	1		5	3			1	6	3	3				1	1	2	2	4	3	2	3	2		3		
																													1	4		
	1		2	1		2	1																							5		
																											計					
																														1	医療職(一)	
																														2		
		3	1		1	4	4	1	2	3			1			2	1	1			1			1						3		
			2	1	2	3	1	2		1		1	1	2			1	4	1	1	1		1		1			1	1	4		
																											計					
1					1																									1	医療職(二)	
	5			1																										2		
	2	1	2	2			1																							3		
1	3		1		1	2	2			2	3	3	2	2															4			
		1	2		1	1	2	3	1			3	3	1	1	1	2	2	1	2	1		1	2	1	1	1	1	1	5		
																														6		
						1	3			1	1																			7		
																											計					
																														1	医療職(三)	
6	2	15	2	10	4	2	5				1										1								2			
1											1																		3			
5	5	1																											4			
3	4	4	3	3	2	4	1	2	3	2	4	3	2	4	3	2	3	3	1	3	3	4	4	3	3	4	3	3	5			
																														6		
																											1		7			
																											計					
											1																			1	福祉職	
				1																										2		
		1		1					1																					3		
																	1													4		
																														5		
																														6		
																											計					

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		研究職	1																													
2																																
3				1							1																				84	
4	1					2		1	1			2	1	1	1	2	3	1	2	1	3	1	7	3	1	1	1	1	12			
5																																
計																																
医療職(一)	1																															
	2																															
	3	1																														
	4	1		1								1		1	3					1	1	1										
	計																															
医療職(二)	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5	1		1	1		2	1				1			1					1							53					
	6			1					1			1			1		5															
	計																															
医療職(三)	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5		3	3	8	5	6	4	9	2	5	5	10	9	8	3	7	6	6	4	2	6		2						1		
	6	1				1	1	1		1	1		1		2		1	3														
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4				1																											
	5																															
	計																															

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																						1		5	
																					55	236,071	2	研	
																					167	392,024	3	究	
																					49	465,362	4	職	
																					8	482,010	5		
																					279	376,741	計		5
																					4	263,625	1	医	
																					20	350,995	2	療	
																					68	456,047	3	職	
																					44	561,643	4	(一)	
																					136	469,102	計		
																					2	194,788	1		4
																					94	211,916	2		
																					33	260,366	3	医	
																					27	310,156	4	療	
																					100	402,382	5	職	
																					9	439,205	6	(二)	
																					6	447,157	7		
																					271	310,516	計		4
																							1		1
																					198	228,268	2		
																					111	263,959	3	医	
																					51	298,800	4	療	
			75																		317	387,751	5	職	
																					13	461,895	6	(三)	
																					1	471,256	7		
																					691	317,117	計		1
																					12	211,742	1		
																					4	276,775	2	福	
																					3	341,233	3		
				1							2										5	430,564	4	社	
																							5		
																							6	職	
																					24	284,355	計		

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
行政職	男	2.8	7.4	15.0	22.7	29.1	33.1	34.7	33.6	33.3	21.8
	女	3.3	7.8	16.3	22.9	33.0	35.5	37.5			19.2
	計	3.0	7.5	15.5	22.7	30.2	33.3	34.9	33.6	33.3	21.0
警察職	男	3.2	5.3	10.8	25.3	30.3	33.1	32.4	35.6	35.8	19.6
	女	1.8	5.0	9.9	14.3						6.5
	計	2.9	5.3	10.7	25.0	30.3	33.1	32.4	35.6	35.8	18.8
教育職(一)	男	10.7	21.1	32.5	34.7						21.4
	女	15.5	20.6	32.9	35.4						20.5
	計	13.4	20.9	32.6	34.9						21.0
教育職(二)	男		19.1	30.7	34.3						21.9
	女		21.1	32.3	35.2						21.7
	計		20.3	31.2	34.4						21.8
研究職	男		4.6	21.3	34.0	34.6					21.9
	女		4.9	18.3							13.4
	計		4.7	20.7	34.0	34.6					20.3
医療職(一)	男	3.8	8.0	16.5	30.9						20.3
	女		7.7	15.1	29.7						15.0
	計	3.8	7.9	16.2	30.8						19.3
医療職(二)	男	5.0	4.3	9.6	14.9	27.4	32.9	35.0			18.8
	女	2.0	5.2	10.6	16.4	26.3					14.4
	計	3.5	4.9	10.4	15.9	26.9	32.9	35.0			16.3
医療職(三)	男		5.3	9.5	13.5	27.5	39.0				11.2
	女		4.6	9.8	13.9	27.1	36.6	39.0			17.6
	計		4.7	9.7	13.8	27.1	36.8	39.0			17.1
福祉職	男	2.0	8.0		29.7						19.8
	女	2.2	9.7	18.0	30.5						8.8
	計	2.2	9.3	18.0	30.0						11.1

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	1	92	176	234	288	396	407	383	362	2,339
	女	1	63	112	143	165	198	101	123	91	997
	計	2	155	288	377	453	594	508	506	453	3,336
警察職	男	21	129	247	230	165	120	140	244	296	1,592
	女	10	33	22	25	17	1				108
	計	31	162	269	255	182	121	140	244	296	1,700
教育職(一)	男		23	91	132	153	200	285	248	170	1,302
	女		11	59	97	186	190	151	137	113	944
	計		34	150	229	339	390	436	385	283	2,246
教育職(二)	男		34	132	202	217	299	416	441	275	2,016
	女		57	193	286	310	355	493	568	359	2,621
	計		91	325	488	527	654	909	1,009	634	4,637
研究職	男		9	16	19	25	42	31	38	47	227
	女		1	14	6	15	10	3	1	2	52
	計		10	30	25	40	52	34	39	49	279
医療職(一)	男			6	16	22	19	16	12	21	112
	女			2	6	7	5	1	1	2	24
	計			8	22	29	24	17	13	23	136
医療職(二)	男		7	24	12	10	11	10	23	21	118
	女		7	46	25	23	18	12	15	7	153
	計		14	70	37	33	29	22	38	28	271
医療職(三)	男		4	12	20	5	2	3	2	2	50
	女		45	124	112	79	59	73	92	57	641
	計		49	136	132	84	61	76	94	59	691
福祉職	男		1		1			1	1	1	5
	女		5	4	4	3	2			1	19
	計		6	4	5	3	2	1	1	2	24
合計	男	22	299	704	866	885	1,089	1,309	1,392	1,195	7,761
	女	11	222	576	704	805	838	834	937	632	5,559
	計	33	521	1,280	1,570	1,690	1,927	2,143	2,329	1,827	13,320

## 第8表 扶養手当の支給状況

### (1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
		1 人
2 人	2,151	629
3 人	1,469	802
4 人	417	307
5 人	74	56
6 人以上	16	14
計	5,868	2,418

### (2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.2	1.0	0.8	1.2	1.7	0.6	0.3	0.3	0.9

## 第9表 職員の通勤状況

### (1) 通勤方法

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局	3,709	523	141	8	2,158	2,307	204	3,034
各種委員会	324	57	12		188	200	32	289
県立学校	2,371	24	12	3	2,057	2,072	10	2,106
小・中学校	4,906	10	6		4,265	4,271	5	4,286
警察本部	2,010	108	60	7	1,208	1,275	33	1,416
計	13,320	722	231	18	9,876	10,125	284	11,131

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局							計	区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計
	交通用具	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計								
距離	2以上 3未満	自転車	94	7	6	2	23	132	30 ~ 32	55	5	30	19	11	120
		原動機付自転車	3				1	4							
		自動車	129	5	113	370	170	787							
	3 ~ 4	自転車	32	4	2	2	24	64	32 ~ 34	39	2	24	24	6	95
		原動機付自転車	2				1	3							
		自動車	196	11	127	439	96	869							
	4 ~ 5	自転車	7	1	1	2	4	15	34 ~ 36	45	1	21	8	6	81
		原動機付自転車	1				3	4							
		自動車	149	15	154	419	115	852							
	5 ~ 6	自転車			1		3	4	36 ~ 38	27		15	12	8	62
		原動機付自転車					1	1							
		自動車	100	11	139	345	64	659							
	6 ~ 8	自転車	4				4	8	38 ~ 40	6	2	8	2	2	20
		原動機付自転車	1		1			2							
		自動車	179	22	218	617	138	1,174							
	8 ~ 10	自転車	1		1			2	40 ~ 42	19	1	9	2	5	36
		原動機付自転車													
		自動車	172	21	188	515	90	986							
10 ~ 12	自転車			1		1	2	42 ~ 44	13		8	1	4	26	
	原動機付自転車	1		1			2								
	自動車	158	19	186	419	106	888								
12 ~ 14	自転車							44 ~ 46	24		11	1	1	37	
	原動機付自転車														
	自動車	132	13	153	277	97	672								
14 ~ 16	自転車	2					2	46 ~ 48	9		7	2	2	20	
	原動機付自転車														
	自動車	101	16	120	219	48	504								
16 ~ 18	自転車					1	1	48 ~ 50	11		5	2	1	19	
	原動機付自転車														
	自動車	122	8	132	168	52	482								
18 ~ 20	自転車					1	1	50 ~ 52	1		3			4	
	原動機付自転車														
	自動車	90	12	100	119	50	371								
20 ~ 22	自転車	1					1	52 ~ 54	2		1	3		6	
	原動機付自転車			1			1								
	自動車	90	8	71	85	32	286								
22 ~ 24	自転車							54 ~ 56	5		1			6	
	原動機付自転車														
	自動車	81	6	59	81	32	259								
24 ~ 26	自転車							56 ~ 58	5			1		6	
	原動機付自転車														
	自動車	62	3	68	55	31	219								
26 ~ 28	自転車							58 ~ 60	3		1			4	
	原動機付自転車														
	自動車	39	3	42	39	29	152								
28 ~ 30	自転車							60 ~	29		4	1		34	
	原動機付自転車														
	自動車	65	4	39	20	12	140								
計			141	12	12	6	60	231							
			8		3		7	18							
			2,158	188	2,057	4,265	1,208	9,876							

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額	
		借 家 ・ 借 間				小 計		自 宅 手当額 2,500円の 受給者
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者				
行政職	1,324	2	105	208	315	1,009	25,615	
警察職	574		47	71	118	456	25,591	
教育職(一)	842		69	155	224	618	25,883	
教育職(二)	1,502	1	192	251	444	1,058	25,268	
研究職	140		19	29	48	92	25,419	
医療職(一)	69		8	17	25	44	25,548	
医療職(二)	90		9	27	36	54	26,172	
医療職(三)	174		63	63	126	48	25,462	
福祉職	6		1	3	4	2	26,125	
計	4,721	3	513	824	1,340	3,381	25,536	

## 2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 平成24年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会および人事院

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療・福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された360事業所

#### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

上記(3)のAに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係198人（うち行政職に相当する調査実人員176人）、初任給関係以外の調査職種3,914人（うち行政職に相当する調査実人員3,611人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、16,903人であり、行政職に相当するものは14,638人である。

### (5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	97	28	48	21
漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	7	2	2	3
製造業	55	16	26	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	14	6	6	2
卸売・小売業	13	2	9	2
金融・保険業、不動産業	3	2	0	1
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	5	0	5	0

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が5事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	183,100	186,296	183,064	178,364
	短 大 卒	172,058	—	173,256	170,000
	高 校 卒	148,650	157,028	140,488	165,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,649	200,735	193,100	—
	短 大 卒	197,183	—	197,183	—
	高 校 卒	158,624	160,462	145,000	160,700
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	189,068	194,860	186,552	178,364
	短 大 卒	185,054	—	188,306	170,000
	高 校 卒	155,490	159,826	141,972	162,133

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

### 第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

#### 1 公民給与比較の職種

##### (1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	4	52.5	580,733	0	580,733	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	51.2	664,157	0	664,157	
高校卒	2	54.0	488,530	0	488,530	
工場長	5	54.5	654,797	3,142	651,655	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	55.0	674,261	0	674,261	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務部長	101	53.1	566,025	2,584	563,441	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	81	52.7	564,301	0	564,301	
短大卒	5	51.7	565,630	109	565,521	
高校卒	14	55.5	557,190	17,940	539,250	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術部長	42	50.3	577,372	6,822	570,550	同上
大学卒	25	51.3	600,189	0	600,189	
短大卒	3	43.2	549,762	3,614	546,148	
高校卒	13	50.1	544,527	14,541	529,986	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	34	49.2	492,594	0	492,594	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職
大学卒	19	48.1	503,564	0	503,564	
短大卒	4	49.6	527,514	0	527,514	
高校卒	11	50.8	462,044	0	462,044	
技術部次長	17	50.6	539,969	8,111	531,858	同上
大学卒	10	47.9	540,275	0	540,275	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	5	54.1	478,115	28,790	449,325	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務課長	174	48.2	468,771	4,292	464,479	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	120	48.7	485,055	3,877	481,178	
短大卒	16	46.1	410,362	3,428	406,934	
高校卒	38	47.7	446,711	5,850	440,861	
技術課長	153	47.7	512,359	6,861	505,498	同上
大学卒	66	46.1	500,663	773	499,890	
短大卒	23	47.0	469,971	3,099	466,872	
高校卒	64	49.6	540,091	14,774	525,317	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・技術関係職種	事務課長代理	95	43.9	396,568	4,732	391,836	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>	
	大学卒	67	43.1	398,134	4,806	393,328		
	短大卒	15	43.7	385,996	4,786	381,210		
	高校卒	13	47.7	400,374	4,303	396,071		
	技術課長代理	60	44.9	433,675	15,518	418,157		同上
	大学卒	38	43.6	430,617	10,045	420,572		
	短大卒	6	46.0	396,429	16,435	379,994		
	高校卒	15	47.3	447,782	29,361	418,421		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務係長	228	43.9	399,904	44,704	355,200		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	109	41.8	395,584	43,816	351,768		
	短大卒	29	42.7	326,151	32,192	293,959		
	高校卒	90	47.4	432,286	50,415	381,871		
	技術係長	340	45.5	493,804	81,151	412,653	同上	
	大学卒	159	43.4	499,446	96,929	402,517		
	短大卒	37	44.6	481,523	67,739	413,784		
	高校卒	144	48.2	490,195	65,740	424,455		
	事務主任	218	41.2	360,108	36,558	323,550		
	大学卒	119	39.9	402,599	46,613	355,986		
	短大卒	36	41.6	294,870	21,237	273,633		
	高校卒	63	43.4	311,313	24,951	286,362		
	技術主任	204	41.1	393,562	58,253	335,309		
	大学卒	88	39.7	391,842	59,592	332,250		
	短大卒	32	43.0	387,747	51,623	336,124		
高校卒	80	42.5	400,359	56,867	343,492			
中学卒	4	35.3	368,957	89,842	279,115			
事務係員	1,087	36.1	267,350	19,786	247,564			
大学卒	410	32.5	280,371	23,016	257,355			
短大卒	219	37.3	244,304	13,732	230,572			
高校卒	453	38.9	265,875	19,839	246,036			
中学卒	5	54.9	294,637	2,594	292,043			
技術係員	849	33.7	310,340	38,799	271,541			
大学卒	282	30.4	290,887	36,400	254,487			
短大卒	123	33.5	288,021	31,545	256,476			
高校卒	440	35.7	327,352	42,051	285,301			
中学卒	4	53.5	415,678	60,238	355,440			

## (2)規模500人以上(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	3	53.2	618,248	0	618,248	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	54.0	488,530	0	488,530	
	工場長	3	54.7	700,859	0	700,859	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	54.7	700,859	0	700,859	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	46	53.2	638,221	13	638,208	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	39	52.9	643,299	0	643,299	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	55.8	545,816	0	545,816	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	14	51.6	694,835	0	694,835	同上
	大学卒	9	51.5	716,403	0	716,403	
	短大卒	2	46.4	676,780	0	676,780	
	高校卒	3	55.4	615,119	0	615,119	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	22	49.4	528,421	0	528,421	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	14	48.8	530,383	0	530,383	
	短大卒	3	48.7	534,820	0	534,820	
	高校卒	5	51.4	519,507	0	519,507	
技術部次長	10	48.5	610,297	0	610,297	同上	
大学卒	7	48.0	586,788	0	586,788		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	2	48.5	536,180	0	536,180		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	96	48.9	517,428	39	517,389	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	69	48.9	537,242	37	537,205		
短大卒	8	47.8	451,197	0	451,197		
高校卒	19	49.2	483,816	60	483,756		
技術課長	103	49.3	566,369	6,607	559,762	同上	
大学卒	46	47.1	543,547	12	543,535		
短大卒	11	48.3	552,654	350	552,304		
高校卒	46	51.9	594,016	15,127	578,889		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	61	43.2	394,630	7,172	387,458	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>
	大学卒	44	42.6	399,491	7,029	392,462	
	短大卒	9	42.7	375,706	8,021	367,685	
	高校卒	8	47.0	389,053	7,023	382,030	
	技術課長代理	47	45.3	452,812	17,463	435,349	同上
	大学卒	33	44.1	440,859	10,894	429,965	
	短大卒	3	45.2	424,433	22,175	402,258	
	高校卒	10	48.3	495,957	37,379	458,578	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	131	45.1	456,109	61,656	394,453	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	59	42.7	438,790	61,835	376,955	
	短大卒	12	43.3	352,957	21,431	331,526	
	高校卒	60	48.5	500,553	70,325	430,228	
	技術係長	281	46.0	516,627	89,678	426,949	同上
	大学卒	128	43.6	524,400	108,780	415,620	
	短大卒	25	45.9	526,354	81,838	444,516	
	高校卒	128	48.7	506,145	70,118	436,027	
	事務主任	118	42.8	424,951	53,009	371,942	
	大学卒	77	42.1	457,587	63,310	394,277	
	短大卒	19	43.1	322,313	23,540	298,773	
	高校卒	22	45.2	386,646	38,772	347,874	
	技術主任	120	40.7	426,376	74,145	352,231	
	大学卒	47	39.8	430,998	82,983	348,015	
	短大卒	18	42.9	422,307	63,580	358,727	
	高校卒	51	41.6	428,942	65,710	363,232	
	中学卒	4	35.3	368,957	89,842	279,115	
	事務係員	375	37.5	309,105	32,935	276,170	
	大学卒	128	31.5	307,257	42,303	264,954	
短大卒	69	40.5	278,543	18,902	259,641		
高校卒	177	41.4	325,340	31,329	294,011		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	530	33.4	337,291	47,776	289,515		
大学卒	171	30.0	311,604	47,523	264,081		
短大卒	60	32.1	317,455	38,816	278,639		
高校卒	295	35.3	354,690	49,653	305,037		
中学卒	4	53.5	415,678	60,238	355,440		

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術 関係職種	支店長	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	x	x	x	x		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	2	54.2	566,411	9,171	557,240	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	37	52.6	503,203	6,821	496,382	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	27	51.9	483,029	0	483,029	
	短大卒	3	52.7	545,800	0	545,800	
	高校卒	7	55.3	562,701	35,247	527,454	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	25	49.9	528,277	5,053	523,224	同上
	大学卒	16	51.3	534,391	0	534,391	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	7	49.0	548,672	2,695	545,977	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務部次長	10	49.4	434,206	0	434,206	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	3	46.7	441,441	0	441,441	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	50.3	416,208	0	416,208	
技術部次長	5	51.5	440,157	0	440,157	同上	
大学卒	3	47.8	452,144	0	452,144		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務課長	63	47.3	409,679	10,887	398,792	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	39	48.2	416,300	10,635	405,665		
短大卒	7	44.5	369,871	7,875	361,996		
高校卒	17	46.5	410,767	12,666	398,101		
技術課長	45	43.9	398,860	8,125	390,735	同上	
大学卒	18	43.4	395,744	2,889	392,855		
短大卒	11	44.9	398,055	5,918	392,137		
高校卒	16	43.8	402,864	15,438	387,426		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・技術関係職種	事務課長代理	22	47.2	419,824	623	419,201	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>	
	大学卒	14	47.1	417,105	971	416,134		
	短大卒	3	45.0	435,049	0	435,049		
	高校卒	5	48.9	418,283	0	418,283		
	技術課長代理	12	41.3	314,588	3,727	310,861		同上
	大学卒	5	37.4	309,380	0	309,380		
	短大卒	2	43.5	363,852	10,000	353,852		
	高校卒	5	44.2	300,753	4,890	295,863		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	78	43.5	338,926	27,668	311,258		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	38	41.9	354,764	27,558	327,206		
	短大卒	14	43.7	319,827	44,352	275,475		
	高校卒	26	45.6	325,699	18,848	306,851		
	技術係長	51	42.7	372,501	36,915	335,586	同上	
	大学卒	29	42.4	376,577	38,732	337,845		
	短大卒	11	40.9	380,158	39,039	341,119		
	高校卒	11	45.5	353,861	29,924	323,937		
	事務主任	88	38.9	278,255	14,455	263,800		
	大学卒	39	35.7	290,029	10,274	279,755		
	短大卒	11	39.2	271,372	21,841	249,531		
	高校卒	38	42.1	267,971	16,701	251,270		
	技術主任	76	41.9	325,188	22,823	302,365		
	大学卒	39	39.8	319,985	15,079	304,906		
短大卒	12	43.0	324,220	26,871	297,349			
高校卒	25	44.8	334,286	33,612	300,674			
事務係員	547	35.0	247,937	12,169	235,768			
大学卒	220	33.1	270,067	13,151	256,916			
短大卒	119	35.4	226,784	9,961	216,823			
高校卒	204	36.5	234,584	12,520	222,064			
中学卒	4	54.3	285,229	1,617	283,612			
技術係員	260	34.3	252,553	18,645	233,908			
大学卒	99	30.7	249,375	13,246	236,129			
短大卒	41	35.7	259,494	25,930	233,564			
高校卒	120	36.7	252,517	20,267	232,250			
中学卒	-	-	-	-	-			

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術 関係職種	支店長	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	事務部長	18	53.5	515,467	0	515,467	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.3	513,839	0	513,839	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	56.0	566,666	0	566,666	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	3	48.7	478,910	55,161	423,749	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	48.7	478,910	55,161	423,749	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	2	45.5	420,202	0	420,202	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	2	45.5	420,202	0	420,202	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	2	58.0	466,542	70,172	396,370	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	58.0	466,542	70,172	396,370		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	15	47.9	437,265	267	436,998	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	12	48.8	448,959	333	448,626		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	2	44.5	408,930	0	408,930		
技術課長	5	49.0	414,215	0	414,215	同上	
大学卒	2	47.5	401,258	0	401,258		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	2	46.5	431,962	0	431,962		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	12	40.5	357,376	0	357,376	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>
	大学卒	9	38.8	356,038	0	356,038	
	短大卒	3	45.7	361,391	0	361,391	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	x	x	x	x	x	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	19	38.2	310,179	11,375	298,804	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	12	36.3	313,558	6,862	306,696	
	短大卒	3	35.3	258,722	9,122	249,600	
	高校卒	4	46.0	338,635	26,603	312,032	
	技術係長	8	42.3	342,134	16,842	325,292	同上
	大学卒	2	41.0	348,504	22,775	325,729	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	41.2	329,834	17,838	311,996	
	事務主任	12	40.3	264,528	23,158	241,370	
	大学卒	3	31.0	316,677	51,854	264,823	
	短大卒	6	41.7	251,120	12,447	238,673	
	高校卒	3	47.0	239,194	15,884	223,310	
	技術主任	8	41.1	326,976	50,302	276,674	
	大学卒	2	35.5	295,117	36,792	258,325	
	短大卒	2	44.0	320,149	46,714	273,435	
	高校卒	4	42.5	346,318	58,851	287,467	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	165	36.5	231,480	14,709	216,771	
大学卒	62	32.2	253,174	14,281	238,893		
短大卒	31	36.3	223,048	15,780	207,268		
高校卒	72	40.7	215,019	14,632	200,387		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	59	35.9	229,684	17,379	212,305		
大学卒	12	36.0	242,706	20,081	222,625		
短大卒	22	34.9	221,918	11,374	210,544		
高校卒	25	36.7	230,536	21,603	208,933		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 係職種 労働 関係	自家用乗用自動車運転手	3	50.3	308,935	10,022	298,913	
	守衛	29	48.5	399,614	19,581	380,033	
	用務員	x	x	x	x	x	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	13	44.8	447,992	0	447,992	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	9	40.3	422,780	37,261	385,519	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	24	39.6	394,196	12,326	381,870	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	39	29.4	271,684	8,852	262,832	
	研究補助員	31	33.2	295,586	27,628	267,958	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	-	-	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	3	56.0	913,233	0	913,233	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	3	54.0	398,487	3,561	394,926	
	診療放射線技師	x	x	x	x	x	
	臨床検査技師	-	-	-	-	-	
	栄養士	8	36.4	246,344	15,767	230,577	
	理学療法士	4	29.8	309,883	6,223	303,660	
	作業療法士	8	34.3	283,503	15,441	268,062	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上
	看護師長	7	52.0	385,830	4,238	381,592	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	23	48.2	334,917	21,048	313,869	
准看護師	32	47.3	316,780	18,818	297,962		
教育 関係 職種	大学 教授	11	54.1	607,501	0	607,501	
	大学 准教授	12	44.5	504,588	0	504,588	
	大学 講師	12	39.3	406,635	0	406,635	
	大学 助教	x	x	x	x	x	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	-	-	-	-	-	
	高校 教頭	x	x	x	x	x	
高校 教諭	28	40.7	397,711	0	397,711		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

**第 14 表 民間における初任給の改定状況**

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	32.3	(5.7)	(91.9)	( 2.4)	67.7
高 校 卒	16.2	(0.0)	(100.0)	( 0.0)	83.8

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

**第 15 表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況**

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額 の中位階層	20,000 円以上 21,000 円未満
------------------------------------	-----------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

**第 16 表 民間における賞与の配分状況**

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%
49.2	50.8	54.3	45.7

(ページ調整のための白紙)

### 3 生計費関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

### （１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### （２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 23 年 5 月から平成 24 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

### （参考）費用別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 23 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費用別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

## 第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,320 円	36,680 円	46,100 円	55,520 円	64,940 円
住居関係費	40,430	42,980	39,500	36,010	32,530
被服・履物費	3,690	5,100	6,570	8,050	9,520
雑費 I	20,430	36,520	47,740	58,960	70,160
雑費 II	11,270	32,270	35,000	37,730	40,460
合計	102,140	153,550	174,910	196,270	217,610

その2 全国

【平成24年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,280 円	36,630 円	46,030 円	55,440 円	64,850 円
住居関係費	46,400	49,330	45,330	41,330	37,340
被服・履物費	4,420	6,110	7,880	9,650	11,420
雑費 I	29,760	53,210	69,550	85,890	102,220
雑費 II	10,680	30,570	33,160	35,740	38,330
合計	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160

## 第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.501	0.629	0.758	0.886
住居関係費	0.948	0.871	0.794	0.717
被服・履物費	0.407	0.525	0.643	0.761
雑費 I	0.363	0.474	0.585	0.697
雑費 II	0.434	0.471	0.507	0.544

## 4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)

第19表 労働経済指標

項目		年月	平成 2 3 年									平成 2 4 年					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金額(円)	302,655	303,275	529,985	421,160	300,727	297,953	300,876	314,536	668,705	296,910	293,562	310,553	302,938
				前年同月比 (%)	△ 1.5	1.6	△ 0.2	1.4	△ 0.2	0.3	0.8	0.4	1.2	△ 0.7	0.4	1.4	1.0
			福 井 県	金額(円)	282,403	275,342	482,633	396,082	282,309	276,825	278,837	281,570	625,045	274,574	270,964	282,637	277,500
				前年同月比 (%)	△ 1.3	0.1	△ 2.3	0.0	△ 0.5	0.8	0.4	△ 0.5	△ 2.3	△ 0.6	△ 2.2	△ 2.2	△ 0.5
			全 国	金額(円)	293,136	288,598	292,459	291,921	290,415	292,215	293,888	293,350	293,666	287,575	290,320	292,487	293,019
				前年同月比 (%)	△ 0.6	△ 0.2	0.2	0.2	0.0	0.4	0.6	0.5	0.3	0.6	0.5	1.2	0.8
		福 井 県	金額(円)	277,968	270,083	274,725	276,089	275,170	275,695	274,538	275,383	275,397	267,661	269,120	270,783	273,920	
			前年同月比 (%)	△ 1.6	△ 1.4	△ 0.7	0.0	△ 0.5	0.6	△ 1.1	△ 0.4	△ 1.1	△ 1.4	△ 2.4	△ 0.7	△ 0.1	
		製造業	全 国	金額(円)	312,395	308,724	315,935	317,092	315,244	317,794	318,721	318,530	318,819	315,385	321,962	323,415	323,716
				前年同月比 (%)	△ 0.9	△ 0.7	0.3	0.4	0.5	0.7	1.2	0.8	1.2	0.7	1.6	2.7	2.6
			福 井 県	金額(円)	276,585	270,461	275,365	277,257	275,972	277,202	278,576	277,209	279,134	272,244	280,491	280,143	284,491
				前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.1	0.5	2.7
	全産業	全 国	(時間)	152.1	142.2	155.1	152.5	148.4	150.4	150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6	
			うち所定外労働時間数(時間)	11.8	11.2	11.5	11.9	11.4	11.9	12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7	
		福 井 県	(時間)	160.6	145.7	162.5	158.4	156.5	156.4	156.0	159.3	157.2	144.7	159.0	157.8	159.6	
			うち所定外労働時間数(時間)	10.8	10.2	10.2	10.1	9.9	10.2	11.1	11.3	11.5	10.5	11.2	11.2	10.9	
生計費(総務省家計調査)	消費支出(全世界帯)	全 国 (集計世帯数 7,701)	金額(円)	292,559	276,159	265,807	280,046	282,008	270,010	285,605	273,428	328,080	283,124	267,855	303,841	301,948	
			前年同月比 (%)	△ 2.5	△ 1.6	△ 3.9	△ 1.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 0.6	△ 3.8	0.3	△ 2.1	2.7	4.1	3.2	
		人口5万人以上の都市 (集計世帯数 7,231)	金額(円)	293,716	277,001	269,060	282,184	282,302	272,078	287,239	275,479	331,939	283,936	272,106	303,236	304,665	
			前年同月比 (%)	△ 4.1	△ 2.3	△ 3.5	△ 3.1	△ 4.4	△ 1.8	0.0	△ 3.3	2.3	△ 1.6	4.4	3.6	3.7	
		福 井 市 (集計世帯数 94)	金額(円)	338,766	286,680	265,671	303,639	288,395	270,089	308,908	287,231	343,320	281,462	270,025	325,835	302,124	
			前年同月比 (%)	12.1	△ 19.2	△ 24.7	△ 21.3	△ 17.0	△ 3.7	△ 11.1	△ 6.9	△ 4.8	2.0	10.5	△ 1.8	△ 10.8	
		消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	0.2	0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4
			福 井 市	前年同月比 (%)	△ 1.5	△ 1.5	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.4	0.1	0.1	△ 0.7	0.0	0.5	0.5	0.6	0.7
完全失業率 (総務省)	全 国	(%)	4.7	4.6	4.7	4.7	4.4	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6		
	福 井 県	(%)	3.2			3.0			2.8			3.1			3.1		
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	(倍)	0.62	0.62	0.63	0.65	0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79		
	福 井 県	(倍)	1.04	1.04	1.02	1.05	1.07	1.09	1.10	1.10	1.12	1.15	1.15	1.13	1.18		
鉱工業生産指数 (福井県政策統計課)	全 国	前年同月比 (%)	△ 12.7	△ 4.6	△ 0.6	△ 1.7	1.6	△ 2.4	0.9	△ 2.9	△ 3.0	△ 1.6	1.5	14.2	12.9		
	福 井 県	前年同月比 (%)	12.1	10.7	9.7	5.0	7.8	9.5	8.3	4.9	5.2	3.1	11.8	7.4	11.4		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30以上の事業所を対象とした。  
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成23年4月から平成24年4月までの1か月平均を示す。  
 3 福井県の平成24年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。